

# 「地域における公益的な取組」

## 1 施設名

山形敬寿園

## 2 取組の名称

社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業

## 3 取組内容について

社会福祉法人が低所得者で生計が困難な方に対して介護サービスを提供する場合に利用者負担を軽減する制度。介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的に実施します。

現在は、対象者はおられませんが、以前に通所介護事業所と訪問介護事業所にて利用されておりました。

【対象者】住民税が世帯全員非課税で市の決めたすべての要件を満たす方、または、生活保護を受給されている方のうち申請に基づき市町村から認定された方。

今後も、社会福祉法人が担う役割の一端として、サービスを必要としている低所得者で生計が困難な方に負担軽減という形で力添えをしていきたいと考えています。

**介護保険と高齢者保健福祉の手引き**  
 高齢者が自らの能力を活かしながら、住み慣れた地域で  
 支えあい、健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくり  
 ～地域包括ケアシステムの深化～  
 山形市高齢者保健福祉計画【第7期介護保険事業計画】 基本理念

**平成30年度版**  
 手引きの案内

1. 介護保険の基本理念	高齢者の自己負担が軽減になったとき	26
2. 介護保険サービス提供の概要	介護保険と生活保護の併用	27
3. 介護保険	介護保険のしくみ	7-8
4. 介護保険料について	介護保険料について	9-14
5. 介護保険サービス等を利用するには	介護保険サービス等を利用するには	15-18
6. 介護サービス利用の申請について	介護サービス利用の申請について	19
7. 介護保険で利用できるサービス	介護保険で利用できるサービス	20-25
8. 地域包括ケアセンター-居宅地区	地域包括ケアセンター-居宅地区	43

**山形市**

**その他の利用者負担軽減について**  
**社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業**  
 社会福祉法人が、低所得者で生計が困難な者に対して介護サービスを提供する場合に利用者負担を軽減する制度です。利用者負担の軽減を行った場合は、社会福祉法人に対して一定割合で補助金を交付します。

**【対象者】**  
 住民税が世帯全員非課税で次の全ての要件を満たす方、または生活保護を受給されている方  
 ①年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。(世帯員2人は200万円、3人は250万円)  
 ※年間収入には、非課税年金(遺族年金、障害年金、恩給等)や仕送りも含む  
 ②貯貯金等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。(世帯員2人は450万円、3人は550万円)  
 ③自宅の土地、建物以外に活用できる資産がないこと。  
 ④市国民税の扶養控除(配偶者控除含む)対象者並びに医療保険の被扶養者になっていないこと。  
 ⑤介護保険料を滞納していないこと。

**【軽減の割合】**  
 利用者負担分 25% (高齢福祉年金受給者は50%)  
 食費・居住費(滞在費)分 25% (高齢福祉年金受給者は50%)

※特別養護老人ホームへ入所する方で利用者負担段階第2段階の方は、食費・居住費のみ軽減になります。  
 ※特別養護老人ホームへ入所する方または短期入所生活介護を利用する方で、負担限度額認定証(青色)をもっていない方は、食費・居住費の軽減は受けられません。  
 ※生活保護を受給されている方は、居住費のみ軽減(軽減割合100%)になります。

**介護保険利用者負担助成事業**  
 介護保険制度が開始された平成12年度から生活保護制度に介護扶助が新設されていますが、生活保護受給者以外の低所得者対策として適切なサービス利用を確保し自立を支援するものです。

**【対象者】**  
 収入の状況等から生活保護の被保護者と同等の生活水準であると認められる方  
 利用料の負担が困難でサービスの利用を制限せざるを得ないと認められる方

**【軽減(助成)内容】**  
 居宅サービス利用者:1か月の利用者負担のうち3,000円を超えた額を申請により助成  
 施設サービス利用者:1か月の利用者負担(居住費(滞在費)、食費を含む。)のうち15,000円を超えた額を申請により助成